

## 事業報告

〔 自 平成 21 年 4 月 1 日  
至 平成 22 年 3 月 31 日 〕

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当社は、平成 5 (1993) 年の設立から 17 年を経ました。事業内容は、当初、基本的に NHK と (株) WOWOW が所有する放送衛星の調達及び管制でしたが、今日では、BS 放送の受託放送事業者として衛星を調達、所有し、その管制、運用のほかアップリンク業務、全局 EPG (電子番組表) のデータ集配信業務を行い、BS 放送の基本的なインフラ提供の役割を担っています。そのような事業の変化・拡大の中で、平成 23 (2011) 年以降は、現在の 8 中継器から 12 中継器へと 1.5 倍の中継器を扱ううえ、スカパー J S A T (株) から管制業務の委託を受け CS 中継器も扱うこととなります。一方、BS デジタル放送受信数が 7000 万を超え、BS 放送は“準基幹放送”として、その社会的影響はますます重大になってきています。

こうした当社を取り巻く事業環境の変化とそれに伴い加重する使命・責任を、全役員・社員が十分自覚し、第 17 期 (平成 21 年度) も一層緊張感・責任感を持って、8 チャンネルの衛星放送を着実に視聴者に届けるよう、全社を挙げて衛星の安全・安定かつ効率的な運用に取り組みました。

その結果、下記のとおり事業全体を滞りなく遂行し、受託放送事業者としての使命・責任を果たすとともに、平成 23 年以降の事業運営の基盤整備を順調に進めました。

#### (BSAT-3 衛星の調達)

BSAT-3a・3b・3c の 3 機体制の構築に向けて、BSAT-3a の運用に万全を期す一方、BSAT-3b と 3c について、衛星メーカーである米国ロッキードマーチン社による製造や各種試験の進捗状況の綿密なチェックと確実なフォローに取り組みました。

BSAT-3b については、平成 21 年 2 月に詳細設計審査会を開催後、システム試験、振動試験や音響試験など各種試験が重ねられました。平成 22 年 4 月には熱真空試験が予定されています。

一方、BSAT-3c は、当社の BS 用中継器とスカパー J S A T (株) の CS 用中継器を搭載する初の共同衛星 (正式名称 BSAT-3C/JCSAT-110R) です。平成 21 年 4 月に開催の基本設計審査会、同年 10 月に開催の詳細設計審査会を経て、製造段階に入りました。平成 22 年 5 月からは衛星を構成するパネルへの機器の組み付けを開始する予定です。

BSAT-3b は平成 22 年 8 月中旬～9 月中旬の期間で打ち上げられる予定です。BSAT-3c は平成 23 年 2 月～4 月の期間の打上げを予定しています。それに向けて、いずれの衛星も順調に進んでいます。

BSAT-3b のベースバンド部分を平成 22 年 3 月末に完了するなど、両衛星の地上管制各設備の整備についても、順調に進んでいます。

#### (衛星セーフティネット放送の開始)

衛星セーフティネットは、平成 23 年のアナログ放送終了期限において地上デジタル放送が受信できない地域に対して、暫定的に放送衛星 (BS17ch) を利用して地上デジタル放送番組の同時再送信を実施するものです。当社は、衛星セーフティネットの受託放送事業のための放送衛星局免許を取得し(平成 20 年 11 月に予備免許通知書交付)、関連地上設備の整備に取り組みました。設備を担当する業者の決定にあたっては、特殊な条件のある建築及び電源装置等を除き、競争的な手続きを実施しました。地上デジタル変換部等の新規の設備もありましたが、適切な業者指導により計画どおり整備を完了しました。

設備整備と併せ、衛星セーフティネットの委託放送事業者に認定された社団法人デジタル放送推進協会 (Dpa) と連携して、放送開始に向けた準備を進めました。

平成 22 年 2 月 15 日に登録点検データ取得のための試験電波発射、2 月 19 日に Dpa と契約締結、同日に放送衛星局及び地球局の免許取得を経て、2 月 22 日午前 4 時 5 分に衛星セーフティネット放送を開始しました。その後も、順調に推移しています。

#### (アップリンク設備の更新・整備)

アップリンク設備の更新・整備については、放送の確実な確保、スペースの有効利用及び工事の効率性の確保の基本的立場に立って、3 段階に分けて進める整備計画を作成し、取り組んでいます。

平成 12 (2000) 年から運用を開始した BS デジタル放送 (BS1、3、13、15ch と 9ch) 用のアップリンク設備及び SI 集配信設備を更新し、平成 22 年 12 月から運用を開始するための整備を第 1 段階とし、平成 23 年 10 月から放送開始予定の BS デジタル放送 (BS5、7、11、19ch) のアップリンク設備、SI 集配信設備の整備を第 2 段階としています。この第 1 段階と第 2 段階の整備計画は平成 21 年 1 月に承認され、準備を開始しました。そして同年 7 月には、競争により第 1 段階及び第 2 段階の整備を担当する業者を選定し、第 1 段階設備の設計と製造を開始しました。

平成 23 年 10 月から放送開始予定の BS デジタル放送 (BS5、7、11、19ch) に向けた委託放送業務の認定が平成 21 年 6 月に行われ、委託放送事業者として 8 社が決定しました。第 2 段階については、「全ての委託放送事業者 (8 社) から B 種委託契約 (委託放送事業者の放送番組を放送する BS デジタル放送サービスの契約で、委託放送事業者の放送番組を当社 (B-SAT) が設置する地球局設備を使用して、当社が開送する放送衛星局に無線伝送する契約) の予約依頼書が提出されること」を整備確定の条件にしていますが、平成 22 年 3 月にこの条件が実質的に満足されたことから第 2

段階の整備計画の開始を確定しました。

第3段階として、後記の電波干渉対策の完了後、平成22年秋に認定される委託放送事業者からの予約依頼書の提出を受けて、BS21、23chのアップリンク設備の新設整備を行う予定です。

(新規委託放送事業者への対応)

平成23年に放送開始予定のBSデジタル放送の新規委託放送事業者に対して、認定された8社の大半がCS放送の既存の委託放送事業者であることから、CS放送とは異なるBS放送の事業環境等について説明したうえで、前記B種委託契約の勧奨を行いました。社内手続きの関係で遅れている2社を除いて、平成21年度内に予約依頼書を受領しました。その2社からも内諾を得ており、平成22年度初頭には全8社の予約手続きが完了する見込みです。

(BS21、23ch 電波干渉問題への対応)

BS21、23chの電波を一部の形態のBS放送受信システムが受信した際に、同システムから漏洩した電波が携帯電話事業者等の無線設備に干渉を与える可能性があるという事実が確認されたことに対して、平成20年5月に、総務省、放送事業者、メーカー等が参加する「一部の形態のBS放送受信システムの電波干渉問題に関する連絡会」(以下「連絡会」)が設置され、具体的な対策に向けた検討が行われました。その中で調査・対策フローがとりまとめられたことを受け、連絡会の下に、総務省、携帯電話会社3社、NHK、当社が参加する「BS21、23チャンネルの放送開始に向けた一部の形態のBS放送受信システムの電波干渉問題対策実施協議会」(以下「協議会」)が平成21年2月に設置されました。当社は、協議会の事務局として、協議会から委託され、対策事業者選定等の作業をはじめとする調査・対策の実務を担当しました。

協議会は、平成21年2月に第1回を開催し、対策事業者の選定方針や調査方針の策定等の活動を開始しました。同年7月～10月には全国500エリアの調査を行い、対策対象世帯を抽出しました。調査を受け、平成21年9月～22年2月に、対策対象世帯1,445世帯に対して対策を実施しました。その結果、対策作業が不要となった世帯を含め対策実施世帯は1,262世帯(対策対象世帯の87%)で、残り183世帯(対策対象世帯の13%)が自己対応の世帯と対策実施済みとみなせる世帯と判断しました。

この結果をもって協議会は、既設受信設備の調査・対策が完了、これによりBS21、23チャンネルの放送開始の環境整備という協議会の目的は達成した、と判断しました。平成22年4月19日には、協議会の報告書が連絡会で承認される予定です。

(新しい組織・業務体制の検討)

当社が平成23年以降に扱う中継器数の増や、衛星セーフティネット放送の一端を担うなど、業務の量的増大、質的变化に的確に対応して、今後とも事業を着実に遂行していくための組織・業務体制のあり方について、平成22年6月の株主総会への報告を目指し、検討を重ねました。組織改正については、所定の手続きにより具体化を

図ります。

#### (売上高等の状況)

以上の結果、当期における売上高等の状況は以下のとおりとなりました。

売上高 90 億 3,467 万円で、受託放送収入 72 億 5,878 万円、アップリンク・E P G 受託収入 17 億 7,588 万円となりました。これから売上原価 63 億 9,275 万円を差し引いて、売上総利益金額は 26 億 4,191 万円となり、これから販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益金額は、22 億 2,714 万円となりました。さらに営業外損益を加減いたしました経常利益は 17 億 4,730 万円となり、これに固定資産除却損の特別損失 437 万円を減じた税引前当期純利益金額は 17 億 4,292 万円となりました。以上により法人税、住民税及び事業税は 11 億 9,306 万円、法人税等調整額は△4 億 8,266 万円となり、この結果当期純利益金額は 10 億 3,253 万円となりました。

#### (2) 対処すべき課題

当社は、委託放送事業者が魅力あるコンテンツを視聴者にお届けできるよう、BS 放送唯一の受託放送事業者として衛星の安定性と経済（効率）性の確保・向上を不変の至上命題として、関係者の期待と信頼にこたえるべく、全役員・社員が一体となって最大限の努力を払っていきます。

平成 21 年度からの継続事項は、平成 23 年の BS 放送の 12 チャンネル化に向け、受託放送事業者としてなすべき必須事項であり、着実・円滑に進めます。また、地上放送を含めた完全デジタル化のためにも、衛星セーフティネット放送の遺漏なき遂行を目指します。

#### (3) 設備投資等の状況

当期において実施した設備投資の総額は、9,634 百万円となりました。設備投資額の主な内容としましては、衛星セーフティネット放送用設備整備経費 1,826 百万円のほか、放送衛星 BSAT-3b、BSAT-3c の調達関連経費 7,314 百万円、BSAT-3b/c 衛星管制設備経費 299 百万円を建設仮勘定に計上しました。

#### (4) 資金調達の状況

当期における資金調達状況は、以下のとおりであります。

みずほコーポレート銀行等の金融機関からの長期借入金

借入額 11,700 百万円（使途 放送衛星 BSAT-3b、3c 関連の調達資金）

返済額 3,134 百万円

#### (5) 事業譲渡・吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 事業譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得の状況

該当事項はありません。

(8) 吸収合併又は吸収分割による他の会社の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況の推移

(単位千円)

区 分	第 14 期 (平成 18 年度)	第 15 期 (平成 19 年度)	第 16 期 (平成 20 年度)	第 17 期 〔平成 21 年度〕 当 期
売上高	7,095,595	7,442,899	8,954,384	9,034,671
営業利益	1,144,936	1,629,321	1,901,795	2,227,142
経常利益	1,085,014	1,474,806	1,121,967	1,747,300
当期純利益	645,697	870,295	663,623	1,032,532
1株当たり 当期純利益	2,152円32銭	2,900円98銭	2,212円07銭	3,441円77銭
総資産	40,134,346	38,669,817	46,280,805	55,708,263
純資産	18,965,663	19,778,484	20,728,075	21,558,362

(10) 主要な事業内容

事業	主要な業務内容
放送衛星の調達	BSAT-3b、BSAT-3c の調達及び衛星関連設備の調達を行っています。
放送衛星の管制及び管理事業	BSAT-1a、BSAT-1b、BSAT-2a、BSAT-2c、BSAT-3a 計 5 機の衛星の軌道・姿勢制御や衛星の状態監視・制御を行っています。
受託放送事業	BSAT-2a、BSAT-2c、BSAT-3a の 3 機運用による受託放送事業者として委託放送事業者から委託を受けてデジタル、アナログの BS 放送サービス業務を行っています。
アップリンク業務	委託放送事業者の委託を受けて放送波のアップリンク業務、全局 EPG（電子番組表）用の SI 集配信業務を行っています。
研究業務	デジタルハイビジョンやマルチメディア放送などの新しいサービスを提供する衛星放送の重要性がますます高まる中で、将来を見据えた放送衛星システムの研究開発を行っています。

(11) 主要な事業所等

名称	所在地
本社	東京都
衛星管制センター	埼玉県

(12) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
60名	3名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は含まれておりません。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(14) 借入先

借入先	借入額
みずほコーポレート銀行	15,538百万円
三井住友銀行	7,021百万円
日本政策投資銀行	5,599百万円
三菱東京UFJ銀行	2,885百万円
国際協力銀行	965百万円
合計	32,010百万円

## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 発行可能株式数

320,000株

### (2) 発行済株式総数

300,000株

### (3) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
日本放送協会	149,994株	49.99%
(株)WOWOW	58,901株	19.63%
(株)東京放送ホールディングス	16,901株	5.63%
(株)テレビ朝日	16,901株	5.63%
(株)BS日本	15,675株	5.22%
(株)ビーエスフジ	15,675株	5.22%
(株)BSジャパン	15,675株	5.22%
(株)みずほコーポレート銀行	4,006株	1.33%
(株)三井住友銀行	1,809株	0.60%
日本テレビ放送網(株)	1,226株	0.40%
(株)フジ・メディア・ホールディングス	1,226株	0.40%
(株)テレビ東京	1,226株	0.40%

### 3. 会社の役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	担 当	氏 名	他の法人の代表状況等又は重要な兼職の状況
代表取締役社長		竹中 一夫	
取締役		田原 賢明	
取締役		四谷 明久	
取締役		大和久 徹	
取締役（非常勤）	社外取締役	塚田 祐之	NHK経営計画局長
取締役（非常勤）	社外取締役	矢橋 隆	NHK技術局長
取締役（非常勤）	社外取締役	小原 恒一	NHK経理局長
取締役（非常勤）	社外取締役	橋本 元	㈱WOWOW取締役経営戦略担当
取締役（非常勤）	社外取締役	川内 康広	㈱WOWOW取締役技術担当
取締役（非常勤）	社外取締役	室川 治久	㈱BS日本専務取締役
取締役（非常勤）	社外取締役	重藤 隆	㈱ビーエスフジ常務取締役（技術担当）
取締役（非常勤）	社外取締役	深沢 健二	㈱BSジャパン専務取締役総務・技術本部長
取締役（非常勤）	社外取締役	赤塚 昇	㈱みずほコーポレート銀行 執行役員営業第十八部長
監査役	社外監査役	清水 豊	
監査役（非常勤）	社外監査役	林 知之	NHK関連事業局 統括担当部長
監査役（非常勤）	社外監査役	佐藤 和仁	㈱WOWOW取締役 IR 経理担当

#### 注1 当年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 56百万円（うち社外取締役 1百万円）

監査役 13百万円（うち社外監査役 13百万円）

合 計 69百万円

#### 注2 当該事業年度中の取締役及び監査役の異動

平成21年6月22日開催の定時株主総会終結の時をもって、不破孝一氏、佐々木邦佳氏が取締役を辞任し、今村千秋氏が監査役を辞任しました。

同株主総会において、室川治久氏、深沢健二氏が取締役に選任され、それぞれ就任し、清水豊氏が監査役に選任され、就任しました。

#### 注3 当該事業年度中に辞任した取締役、監査役

前回（平成21年6月22日開催）の定時株主総会終結の日の翌日以降に在任していた取締役および監査役で当事業年度中に辞任した者は、次のとおりです。

塚田祐之 取締役 退任日 平成22年2月17日

#### 注3 当期における取締役の地位・担当の変更は、ありません。

#### 注4 社外役員に関する事項

各社外取締役は、その在任期間において当事業年度開催の取締役会の毎回、又はほぼ毎回出席し、主に会社経営者の観点から、議案・審議等に関する助言・提言を行っております。また、各社外監査役は、その在任期間において当事業年度開催の取締役会、監査役会の毎回、又はほぼ毎回出席し、経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等に関する助言・提言を行っております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等

公認会計士法第2条第1項の業務に関する報酬	5百万円
上記以外の業務に関する報酬	一百万円
合計	5百万円

(3) 会計監査人の非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会が、会社法第340条第1項各号に該当すると判断した時は、会計監査人を解任する方針です。

#### 5. 業務の適正を確保するための体制について

当社では、業務の適正を確保するための体制として、第98回取締役会（平成18年6月8日）において、以下のとおり決議しました。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役、使用人を含めた行動規範として、「倫理と行動に関する指針」を定め、この遵守を図る。
- ② 取締役会については、「取締役会規則」が定められており、その適切な運営に努める。
- ③ 社長、常勤取締役、常勤監査役及び社長が指名する使用人（以下「常勤役員等」という。）で構成する役員会については「役員会実施要領」が定められており、定例で開催する他、必要に応じて随時開催し、常勤役員間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令・定款違反行為の未然防止を図る。
- ④ 監査役は、取締役の職務執行、経営機能に対する業務監査の強化を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、役員会議事録及び取締役の職務の執行に係わる情報については、関連資料と共に、担当部または担当センターにおいて適切かつ確実に検索性

の高い状態で保存、管理することとし、必要に応じて 10 年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の業務執行に係るリスクとして、次のリスクを認識する。
  - ア. 衛星放送サービスの停止
  - イ. 大震災などに対する危機管理
  - ウ. 衛星調達における資金及び納期の確保
- ② ア～イのリスク管理は危機管理委員会とし、危機管理マニュアルを基本とする。ウに関しては、社長を長とする委員会を設置し、経営的な観点からのリスク管理を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定例で開催し業務執行の基本方針など必要な決定をするほか、常勤役員等で構成する役員会を定例及び必要に応じ適宜臨時に開催し、業務運営のその他重要事項を審議・決定する。
- ② 取締役会、役員会の決定に基づく業務執行のそれぞれ責任者及びその責任、執行手続きについては、組織規程に定める。
- ③ 常勤役員等、部長及びセンター長で構成される部長会を定例で開催し、必要な情報の共有化を図る。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「倫理と行動に関する指針」を定め、この遵守を図る。
- ② 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく役員会に報告するものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の独立性

監査役の職務を補助する部を総務部とする。監査役より監査業務に必要な命令を受けた総務部員は、その命令に関して、取締役、総務部長等の指揮命令をうけない。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項及び法

令及び定款に違反する重大な事実について、監査役にその都度報告するものとする。また監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

監査役は、社長、取締役、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を実施する。